

災害医療救護活動従事看護師等登録要綱の制定について

「湖西市災害医療救護活動従事看護師等登録要綱」を令和6年3月1日に制定しました。保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」)を事前に登録することにより、大規模災害等の発生時に湖西市が開設する救護所等において不足が懸念される看護師等の確保を図ります。

◆対象者

大規模災害等発生時に湖西市の医療救護活動に従事する意思を有する看護師等

※お勤めされていない方だけでなく、市立湖西病院を除く市内外の医療機関に勤務している方も登録できます。

◆活動内容

- 1 救護所における軽症者、中等症者及び重症者への応急処置及び看護業務
- 2 救護所におけるトリアージ業務
- 3 医療救護活動の記録作成等

◆活動期間

災害発生直後から概ね72時間まで

◆登録開始日

令和6年3月5日

◆登録方法(次のいずれかによる)

- 1 所定の様式に看護師等の免許証の写しを添付して提出する。
- 2 電子申請用フォーム(LoGoフォーム)に必要事項を入力し、看護師等の免許証の画像を添付して電子申請する。

◆費用弁償

日額 15,800 円以内

◆備考

静岡県内では23市中10市が制定済

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
 事前告知をお願いします。
 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
 記者会見情報提供資料
 随時

《問い合わせ先》

所属名 健康増進課
連絡先 053-576-4918
担当者 高橋